矢掛町スマートエネルギー導入促進補助金の申請手続きについて

町内に居住及び自己所有するための住宅または物件に、省エネルギー設備を導入する個人の方に補助金を交付します。

役場町民課へ事前に申請してください。

※ほかの町の補助制度との併用（重複給付）はできません。

【対象設備及び補助金額】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象設備 | 設備の例 | 補助率 | 補助金上限 |
| 高効率給湯器 | エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ハイブリット型給湯器ほか | 1/10 | 120,000円 |
| 蓄電池等 | エネファーム、定置型リチウムイオン蓄電池ほか | 1/10 | 150,000円 |
| 窓断熱 | 内窓設置、外窓・ガラス交換（複層ガラス化）ほか　※既存窓を利用したものに限る | 1/10 | 150,000円 |
| 電気自動車（軽自動車に限る） | 軽自動車の電気自動車 | 1/10 | 150,000円 |
| 電気自動車等V2H充電設備 | 電気自動車等への充電及び電気自動車等から建物への電力供給が可能な充電設備他 | 1/10 | 150,000円 |
| 戸建用ＥＶ普通  充電設備 | 戸建て住宅（共同住宅及び長屋を除く）に設置するＥＶ普通充電設備（経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金において，その事業を実施する団体が交付対象となる設備として承認されたもの） | 1/10 | 60,000円 |

◆申請にあたり、次のことに注意してください。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ】  矢掛町矢掛３０１８番地  　矢掛町役場　町民課　環境エネルギー係  　電話：０８６６－８２－１０１１ |

・申請の当年度中に事業が完了し、実績報告が出来る見込みがあること。なお、申請年度の期間を過ぎた場合、交付決定を受けた後であっても補助金の交付が行えませんのでお気をつけください。

（例：申請を行った年度が令和７年度の場合、令和７年４月～令和８年３月末までが申請年度）

・見積書の内、補助対象外の経費が含まれている場合はその経費を除いた額が補助対象額となります。

・申請額が予算額に達し次第、受付を終了いたします。

○事務の流れ

①申請書類の提出

　・申請書及び添付書類**※１**を町民課へ提出

**※１**　添付書類

❶導入場所の位置図

（地図上に設置箇所を記入してください。手書きや紙、インターネットでプリントアウトしたものでも可。また、家の見取り図などで設置箇所が分かる場合も添付してください。）

　　　　　　❷導入機器に関する見積書（写しでも可。）

　　　　　　❸導入機器のカタログ等の写し（品番等が明記されている部分を含めてください）

　　　　　　❹世帯全員の住民票の写し

　　　　　　❺世帯全員の完納証明

・❹については，町民課窓口又はコンビニ交付（又は，申請者の住所地の自治体）で請求してください。補助金申請者とは別の方が請求する場合は委任状が必要な場合があります。

手数料：200円（コンビニ交付の場合は100円）

・❺については，税務課窓口で請求してください。

手数料：200円

②補助金交付・不決定通知書を申請者に送付

　　・交付決定後、工事着手（車両購入等）してください。

③実績報告・請求書の提出（かならず，申請年度末（３月末までに）に提出してください）

　　・工事完了後、実績報告書と添付書類**※２**を町民課へ提出

　　・請求書も併せて提出してください。

**※２**　・導入設備に係る領収書の写し

（領収書と見積書の金額が一致すること。ただし、金額が変更している場合は“領収書”と、領収書と同額の“領収内訳書”も併せて提出してください）

　　　　　　　・設備の導入後の写真

（カラー写真、プリント用紙にカラー印刷したものでも可。

電気自動車等にあってはナンバープレートが取り付けられた車両を撮影すること。）

|  |
| --- |
| 【問い合わせ】  矢掛町矢掛３０１８番地  　矢掛町役場　町民課　環境エネルギー係  　電話：０８６６－８２－１０１１ |

　　　　　　　・導入設備の保証書（電気自動車等にあっては車検証）の写し

④補助金交付